平成２８年（フ）第１７９１号
愛知県小牧市大字入鹿出新田481番地
債務者　小﨑　康博
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９２３号
名古屋市中村区佐古前町２番46号（栄生ビル５Ｃ）、従前の住所名古屋市中村区下中村町２丁目82番地　下中村町貸家１
債務者　水野　　登
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９９９号
札幌市白石区東札幌２条５丁目７番10―302号
債務者　鳥山美枝子
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２０１２号
札幌市西区西町北10丁目３番20―205号
債務者　田畑　真弓
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２０３０号
札幌市白石区本通12丁目南７番18―405号
債務者　江川佳緒里（旧姓髙島）
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２０４８号
札幌市中央区北７条西26丁目２番３―108号
債務者　永井　　恵
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１００号
札幌市中央区南９条西３丁目２番１―609号
債務者　楠　　良子
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１１０号
札幌市東区東苗穂13条３丁目21番15号
債務者　冨樫　耕一
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１３５号
札幌市清田区清田７条２丁目９番14号　マンションパルコ101号
債務者　千葉　照代
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２８４号
群馬県佐波郡玉村町大字上之手1700番地７　ハイツフレンド上之手２―Ｂ
債務者　折茂　勝成
1　決定年月日時　平成28年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２９５号
群馬県前橋市富士見町赤城山1789番地86
債務者　深町　恭敏
1　決定年月日時　平成28年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３１３号
群馬県前橋市粕川町深津480番地２
債務者　遠藤　　保
1　決定年月日時　平成28年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３１７号
群馬県吾妻郡嬬恋村大字鎌原1453番地45　304号
債務者　黒沢　　新
1　決定年月日時　平成28年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１４９号
静岡県富士宮市大岩860―３
債務者　水井　美幸
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第４９号
静岡県菊川市堂山新田415番地の１
債務者　小原　　孝
法定代理人成年後見人　横田　明子
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２８年（フ）第９５２号
京都市左京区上高野植ノ町13番地の３
債務者　長谷川美千代（旧姓横田）
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１０９０号
京都市右京区太秦奥殿町19番地１　ラ・レガシオン102号室
債務者　梅田善恵こと　金　　玉善
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係